

平成 17 年 4 月 21 日

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について
(これまでの経緯と今後の予定)

厚生労働省食品安全部

1 薬事・食品衛生審議会等の経緯

- 平成 15 年 5 月 食品衛生法等の一部を改正する法律公布
- 15 年 6 月 ポジティブリスト制度の導入について審議開始
- 15 年 10 月 暫定基準(一次案)を公表、意見募集(3ヶ月間)
- 16 年 4 月 寄せられた意見等を踏まえ、二次案にむけた審議開始
- 16 年 8 月 暫定基準(二次案)、一律基準案及び対象外物質案を公表、意見募集(3ヶ月間)
- 17 年 1 月 寄せられた意見等を踏まえ、最終案にむけた審議開始

2 今後の予定

- 平成 17 年 5 月末 食品安全委員会の調査審議、薬事・食品衛生審議会農薬等部会の審議、最終案の公表、パブリックコメント、WTO 通報
- 8, 9 月 食品安全委員会の調査審議、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議・答申
- 11 月末 厚生労働省告示(周知期間 6 月)
- 18 年 5 月末 ポジティブリスト制度の施行